

# 青梅税務署 および 税理士 による 申告受付・相談・お知らせ

＝ 問合せ 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185 (代表) ＝

## 確定申告は所得税(国税)の申告です

○ 所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月17日(月)～3月16日(月)です。  
○ 還付申告は、2月14日(金)以前でも行うことができます。

※ 還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税などが還付となる申告  
○ 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(火)までです。

○ 所得税などの確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは1ページをご覧ください。

## 青梅税務署での受け付け・相談

受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)  
(土・日曜日、2月24日(月)を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時  
(申告相談は午前9時～午後5時)

受付会場 青梅税務署  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用しましょう

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税および復興特別所得税、青色申告決算書などが作成できます。それをプリントアウトして「書面」とマイナンバー対応スマートフォンなどを使用する方法、または、ID・パスワード方式で、e-Tax送信(提出)することもできます。スマートフォンでも、申告書作成が可能です。

※ 詳しくはこちら↓  
■ 郵送での受け付け  
〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4  
※ 申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と申告する方の住所・氏名を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。



## 税理士の無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士の無料申告相談を行っています。詳しくは2ページをご覧ください。  
※ 提出のみの場合は、直接青梅税務署に提出(郵送可)してください。  
※ 税務署職員などによる出張相談および税理士による無料申告相談は近隣市町村でも行っています。

## 【青梅税務署からのお知らせ】

○ 土・日曜日、休日の申告受付は行っていません。2月24日(月・休)と3月1日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます。  
○ 2月3日(月)～3月16日(月)は、青梅税務署の駐車場は利用できません(身体障害者用車両などを除く)。河辺駅北口のイオンズタイル河辺の駐車場か、公共交通機関を利用してください。  
○ 平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書の提出は不要ですが、5年間保存し、税務署から求められた場合は、提示・提出しなければなりません(令和元年分までの確定申告については、領収書などの添付でも可)。

## ■ マイナンバーの記入について

平成28年分の確定申告から、マイナンバー(個人番号)の記入と、身元確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証などの身元確認書類を用意してください。

## ■ 税務職員を装った詐欺に注意

国税局や税務署は、次のことは行っていません。  
○ 年金・マイナンバー制度アンケートなどと称して電話をする。  
○ 国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求めるといった注意を求めています。

## ■ 災害を受けた場合の税務手続にせ税理士に注意!

税理士資格のない人が税務相談・申告書の作成などを行うことは法律で禁止されています。  
■ 災害を受けた場合の税務手続  
災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税の手続きがあります。状況が落ち着いたら税務署へ相談してください。  
① 申告などの期限の延長  
申告・納税などを期限までできない場合。この手続きは、期限が経過した後でも行うことができます。  
② 納税の猶予  
財産に相当な損失を受けた場合は、  
③ 所得税の全部または一部軽減  
住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税の全部または一部の軽減や、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

## 介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

### 対象となるサービス

- 在宅の方
- ① 医療費控除の対象となる居宅サービス【医療系サービス】(介護予防サービスを含む)
    - 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション
    - 居宅療養管理指導
    - 通所リハビリテーション
    - 短期入所療養介護
    - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (二体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)
    - 複合型サービス(医療系サービスを含む)
  - ② ①のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス(介護予防サービスを含む)
    - 訪問介護(生活援助中心型を除く)
    - 訪問対応型訪問介護
    - 夜間対応型訪問介護
    - 訪問入浴介護
    - 通所介護 ○ 短期入所生活介護
    - 地域密着型通所介護
    - 認知症対応型通所介護
    - 小規模多機能型居宅介護
    - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料は、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ申告することができます。  
問合せ 申告方法・手続き：青梅税務署 ☎ 0428-22-3185 (代表) / 介護保険制度：高齢福祉介護

## 課介護保険係 142

介護保険料は、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

課介護保険係 142  
介護保険負担限度額認定証を申請する方へ  
住民税(市民税・都民税) 非課税世帯の方が対象です。認定証を申請する方は、必ず確定申告または市民税・都民税の申告をしてください。  
問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 142

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。

## おむつ代は医療費控除の対象になります

寝たきり状態や治療上必要な方のおむつ代は、医療費控除の対象です。確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付してください。

要介護(支援)の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「主治医意見書」で、寝たきりの状態で尿失禁の可能性があることが確認できる場合に限り、「市町村が主治

医師意見書の内容を確認した書類」を添付して申告することができます。  
※ 「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

※ 「介護保険被保険者証」と「来庁される方の身分を証明できるもの」を持参してください。  
問合せ 高齢福祉介護課介護認定係 146